

生活支援サービス利用契約書

号室

(1) 契約期間 始期	令和 年 月 日から	2 年 0 か月間
終期	令和 年 月 日まで	

(2) 利用料金

料金		支払期限
①基本サービス料	30,555 円	当月分を当月末日まで
支払方法 (賃貸借契約と同じ)	振込先金融機関名 : みずほ銀行 品川支店 預 金 : 普通 口 座 番 号 : 1 4 3 3 0 9 4 口 座 名 義 人 : 株式会社 品川都市整備公社 高齢者住宅口	
②選択サービス料	別紙「サービス等の一覧表」 に規定するサービスの利用 実績額	当月分を翌月 26 日まで
支払方法	振込先金融機関名 : みずほ銀行 荏原支店 預 金 : 普通 口 座 番 号 : 1 1 5 1 4 1 9 口 座 名 義 人 : 有限会社 新井湯 コムニカ	

生活支援サービス提供事業者の有限会社新井湯（以下「甲」という）及び管理者である株式会社 品川都市整備公社（以下「乙」という）と 〇〇 〇〇 様（以下「丙」という）とは、生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

甲及び乙は、丙に対し、安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう生活支援サービスの基本サービスを提供するとともに、丙の希望により生活支援サービスの選択サービスを提供することとし、丙は生活支援サービス等の対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約す。

第2条（生活支援サービスの内容）

1 基本サービス

- ① 緊急時の対応
- ② 安否確認
- ③ 生活相談
- ④ フロントサービス

2 選択サービス

- ① 食事サービス
- ② 家事サービス
- ③ 身体介護サービス
- ④ 外出サービス

詳細については、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載する。

第3条 (サービス提供の記録)

- 1 甲は、丙に提供する毎月の選択サービスについては、翌月上旬にサービス記録を提供し、丙に確認する。
- 2 甲は、サービス提供に関する諸記録について、2年間保存する。

第4条 (生活支援サービス料金)

- 1 基本サービス料金は、月額金 30,555 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 2 選択サービスの料金については、別紙に記載した料金とする。

第5条 (生活支援サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数や、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、利用料金を変更することができる。

第6条 (生活支援サービス料金の支払)

- 1 基本サービス料金について、丙は当月分を当月末までに乙の指定する銀行へ納入する。
- 2 選択サービス料金について、当月分を翌月15日までに丙に請求し、丙は翌月26日までに甲の指定する口座に納入する。

第7条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約後から2年間とし、丙からの申入れが無い場合自動更新とする。

第8条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、正当な理由なく本契約に基づくサービス等を提供するにあたり知り得た丙及び丙の家族等、並びに丙の身元引受人に関する秘密を漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、必要な機関に対し乙に関する情報を提供する場合、事前にその使用目的を説明し、同意を得るものとする。ただし、緊急に必要な場合に限り、医療機関等に丙の身体等の情報を提供できるものとする。
- 3 甲及び乙は、丙及びその家族等、並びに丙の身元引受人の個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則条例(令和4年東京都条例第130号)、並びに法人の定める個人情報保護に関する規定を遵守する。

- 4 前項の定めに関わらず、丙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要に応じ、丙の同意を得るものとする。

第9条（緊急時の対応等）

甲は、丙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、丙の状況を的確に把握し必要な措置を講ずる。

第10条（賠償責任）

甲及び乙は、甲及び乙の責めに帰すべき事由により丙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、丙に対してその損害を賠償する。

第11条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、丙の相談、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

第12条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲及び乙は丙に対し、別途に締結する「重要事項説明書」に基づき説明を行い、丙はその内容を確認するものとする。

第13条（連帯保証人及び身元引受人）

- 1 連帯保証人は丙と連帯し、本契約から生じる丙の債務を負担する。本契約が更新された場合においても同様とする。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、契約時の基本サービス料の12カ月分（極度額）を限度とする。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、丙又は連帯保証人が死亡したときに確定する。
- 4 身元引受人は、この契約が終了し、又は甲が賃貸借契約第12条に基づき契約の解除を請求したときは、丙の身柄を引き取るものとする。
- 5 甲は、丙が要介護者の状態になった際には、丙の生活及び健康の状況を身元引受人へ適宜連絡するものとする。
- 6 身元引受人は、丙の病気、死亡等の場合に、甲からの連絡、相談等に応じるものとする。
- 7 連帯保証人と身元引受人は同一人で行うことができる。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は丙に対し、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙は丙に対し誠意を持って協議のうえ定める。

第15条（合意管轄）

本契約に関して甲及び乙と丙、連帯保証人、身元引受人との間に紛争を生じ、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「コムニカ [東京都品川区旗の台4丁目5番17号]」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 1 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 2 住所 _____

氏名 _____ 印

管理者 住所 東京都品川区東大井 5 丁目 18 番 1 号

氏名 株式会社 品川都市整備公社 代表取締役 桑村 正敏 印

事業者 住所 東京都品川区旗の台 4 丁目 5 番 18 号

氏名 有限会社 新井湯 代表取締役 新井 重雄 印

別紙「生活支援サービス等の一覧」

サービスの名称	サービスの内容	提供方法	提供者名	利用金額 (月額)
(基本サービス) 緊急通報	緊急通報装置を各住戸（寝室、トイレ）、共用部（浴室、トイレ）に設置する。 通報は日中帯、事業者事務所に入りスタッフが状況を確認し、必要に応じて主治医へ連絡、ご家族・身元引受人等へ連絡、119 番通報等、適切な対応を行う。 同時に外部緊急対応サービス業者（東急セキュリティー）も通報が入り駆けつけ適切な対応をする。 夜間帯は緊急対応サービス業者が対応する。	必須	事業者	基本サービス費に含まれる
安否確認	毎日お部屋に伺い、入居者の安否確認と体調確認を行う。	必須	事業者	基本サービス費に含まれる
生活相談	事務所において、一般生活相談、行政サービス情報、介護情報等の提供などを行う。	必須	事業者	基本サービス費に含まれる
フロント	事務所において、事務手続き、来訪者の受付、郵便物の取次、地域の情報、各種の情報等の提供などを行う。	必須	事業者	基本サービス費に含まれる

(選択サービス) 食 事	希望する入居者に対し、事業者が調理し、盛り付け及び配膳を行う。なお、火～土の昼食は近隣の業者より弁当を購入し提供する。 食事の申込は毎週月曜日午後3時まで、次週の月曜日から日曜日分を申し込む。 * キャンセルのご連絡について キャンセルの期限及びキャンセル料は重要事項説明書のとおり。	選 択	事業者	朝食 600 円/食 昼食・夕食 900 円/食 (消費税含む)
家事支援 身体介護 外出介護 その他	介護保険対象外の急病、負傷、事故等により一時的に日常生活に支障をきたしている場合に、入居者の希望により生活を支援するサービスを提供する。 サービス提供日については、入居者と相談し決定する。なお、利用者がサービスをキャンセルする場合は、サービスを受ける日の前日の午後6時以降にキャンセルを事業者が受けた場合には、キャンセル料を徴収する。キャンセル料は右記に記載されたサービス金額と同額になる。ただし、通院支援サービスのキャンセル料は1時間分の金額を徴収する。 利用者は、生活支援サービスを居室内で実施をするために使用する水道、電気、ガス、電話等の費用を負担する。	選 択	事業者	別に規定する利用料参照 *1 時間 4,200 円を分単位で 計算し設定 *家事支援：ゴミだし他 5 分 350 円 *身体介護：入浴介助他 30 分 2,100 円 *外出介護：墓参り他 60 分 4,200 円

※その他のサービスについては、生活支援サービス重要事項説明書の「生活支援（選択サービス）サービス利用料一覧表」に掲載してあります。